

大田区高齢者自立支援住宅改修助成事業のご案内

高齢者の居住する住宅の改修に要する費用を助成し、在宅での生活を支援し、生活の質の向上と介護者の負担軽減を図ります。

1 対象者

大田区に住所を有し、現に居住する65歳以上の高齢者で、介護保険における要介護認定が要支援又は要介護と認定され、身体状況により住宅の改修が必要と認められる方。



©大田区

2 助成内容

助成種目	助成限度額 (負担なし)	助成限度額 (1割負担)	助成限度額 (2割負担)	助成限度額 (3割負担)
浴槽の取替え及びこれに付帯して必要な給湯設備等の工事	379,000円	341,100円	303,200円	265,300円
流し、洗面台の取替え及びこれに付帯して必要な給湯設備等の工事	156,000円	140,400円	124,800円	109,200円
便器の洋式化及びこれに付帯して必要な工事	106,000円	95,400円	84,800円	74,200円

(注意点)

- ・ 介護保険で要支援、要介護と認定された方は、介護保険による住宅改修が受けられます。「浴槽の取り替え」及び「便器の洋式化」については、介護保険の支給限度額内で工事が実施できない場合に対象となります。
- ・ 同一の工事について、介護保険による住宅改修と、この事業による助成の併給は出来ません。
- ・ 助成を受けることが出来るのは、浴槽・洗面台・便器 各種目1度限りです。

3 自己負担額

- ・ 工事完了日時点での介護保険の負担割合に準じて、助成する額の1割、2割又は3割の自己負担があります。決定後、助成金額が変更となる場合がありますので、ご注意ください。
- ・ 助成限度額を超えた分の改修費用も、全額自己負担となります。
- ・ 生活保護や中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付を受給中の方は免除となります。

4 申請にあたって

ご本人の状況や対象設備の状況を確認し、理学療法士等の助言を受けた上での申請となりますので、必ず事前に地域包括支援センターへご相談ください。

※申請手続きの流れは裏面のとおりです。

5 申請手続の流れ



©大田区

相談

- ・ 事前に必ず各地域包括支援センターへご相談ください。管轄の地域包括支援センターの担当者が訪問し、お住まいやご本人などの状況を確認します。

訪問・申請

- ・ 区職員や理学療法士等がご自宅を訪問し、お住まいやご本人などの状況を確認します。
- ・ 訪問調査の結果、助成が認められた場合、申請をしていただきます。

①申請書 ②工事計画書 ③見積書 ④改修箇所の図面 ⑤改修前の写真 ⑥家屋所有者の承諾書(借家等の場合)を提出してください。

決定・工事

- ・ ご本人あてに決定通知書をお送りします。
- ・ 決定通知書が届いた後、改修工事を開始してください。

※決定通知書が届く前に工事を開始してしまうと、助成の対象にならないので、特にご注意ください。

工事完了・ 検査(訪問)

- ・ 工事完了後に区職員等が訪問し、検査を行うので、完了後は速やかに地域包括支援センターの担当者まで連絡してください。
- ・ 検査は原則、工事完了後から2週間以内に行います(業者にも立会いをお願いします)。区職員が計画通り施工されているか検査を行い、不備な点があれば業者に再工事等を行う場合があります。
- ・ 工事完了日時点で、介護保険の負担割合が申請時と異なる場合は、「助成変更申請書」を提出していただきます。

助成金 請求・支払

- ・ 助成金は、区が業者に直接お支払いします。業者に助成金の請求・受領を委任するために、委任状を提出してください。
- ・ 業者から ①請求書 ②委任状 ③工事完了届 ④工事完了後の写真 ⑤対象工事の金額が記載された明細書を提出していただきます。

負担金支払

自己負担額(総工費から助成金額を差し引いた金額)を業者にお支払いください。

○相談、申請先 各地域包括支援センター

○問合せ 各地域包括支援センター

大森地域福祉課 ☎5764-0658 調布地域福祉課 ☎3726-6031
蒲田地域福祉課 ☎5713-1508 糀谷・羽田地域福祉課 ☎3741-6525